

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 「働き方改革法」のポイント⑦

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

### 「働き方改革法」のポイント⑦

施行日	関係法規	内容
公布日	雇用対策法	労働者が生活との調和を保ちつつ意欲と能力に応じて就業できる環境の整備 時間外労働の上限規制の法制化、罰則適用（中小企業除く） 労使協定（36協定）の記載事項の見直し（中小企業除く）
	労働基準法	年次有給休暇の時季指定による付与義務 フレックスタイム制の見直し（精算期間の上限の延長） 高度プロフェッショナル制度の創設 <b>面接指導（義務化、対象拡大）</b>
2019年4月1日	労働安全衛生法	労働時間の状況の把握 産業医・産業保健機能の強化（事業者から産業医への情報提供義務等） 勤務間インターバル制度の導入（努力義務）
	労働時間設定改善法	一定の要件を満たす衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなす規定の削除（経過措置あり）、労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例
	労働安全衛生法・じん肺法	労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの整備

面接指導等

改正前：

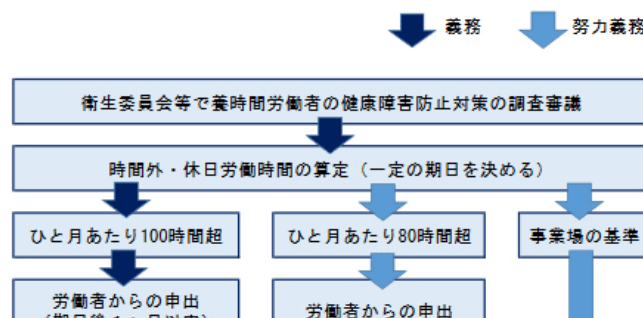
一定の要件を満たした労働者のうち、面接指導の申出を受けた場合にのみ、面接指導の実施義務が生じた。

改正後：

事業者に対し、以下の労働者を対象に、医師による面接指導の実施を法律上義務づけた

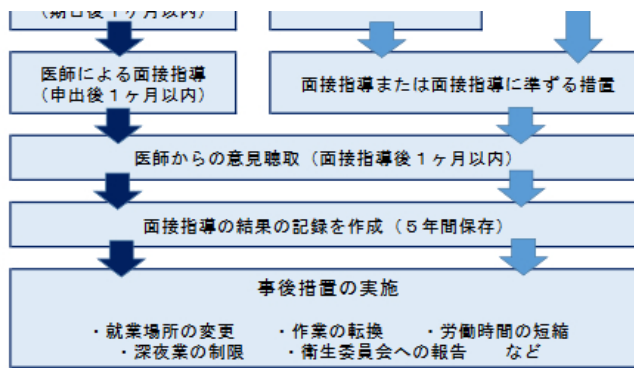
- ① 新たな技術、商品または役務の研究開発に係る業務に従事する労働者で、時間外・休日労働が月当たり100時間を超える者
- ② 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の対象者で、健康管理時間が1週間当たり40時間を超えた場合のその超えた時間が月100時間を超える者

#### ■長時間労働者への対応のプロセス



- 教育カリキュラム
- 日本国憲法
- 傾聴
- 語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら



出典：「嘱託産業医 スタートアップマニュアル」

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

- 🔍 サイトマップ
- 🔍 このサイトについて
- 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.